

NO,	ご意見	回答
1	審議会の際にも意見を述べさせていただきましたが、単なるパートナーシップ制度ではなく、ファミリーシップ制度をご提案いただいておりますので、未成年の子どもだけでなく、親をも含む、広い範囲でのファミリーシップ制度をご検討いただければと希望しております。	パートナーシップにある2人が、子、親と家族として協力している関係も含め、広い範囲でファミリーシップ制度を利用できることとしています。
2	婚姻に相当する関係と認めて証明書を出すことがパートナーシップ宣誓ですが、離婚に相当する関係に至った時の手続きについても示しておくの良いのでは？	パートナーシップの関係を解消したときは、証明書等を返還していただくこととしています。
3	会議録を拝見いたしました。藤野会長を始め各委員の皆様がおっしゃるとおり、どの立場の方たちも伊達市で安心して前向きに暮らせるための制度にしていだけたらと思います。	本市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することで、多様な生き方を尊重しながら、性的マイノリティに関する周知啓発活動に努め、市民一人ひとりの人権や多様性が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを推進していきます。
4	パートナーシップ255自治体でファミリーシップ導入が2割にも及ばない、しかも東北地方はゼロという状態の中、何故？両シブ導入が少ないのかを検証し慎重に導入すべき事。また職員に過度な負荷がないのか？等を明らかにすべきと考えます。	職員の負荷については、特に問題ないと考えています。 なお、導入自治体について再度調査した結果を参考までに以下にお示しいたします。 全国328自治体でパートナーシップ制度導入（令和5年6月28日時点。全国パートナーシップ制度共同調査（渋谷区、NPO法人虹色ダイバーシティより）） ・県内の導入自治体：0自治体 ・東北の導入自治体：7自治体 （青森県、秋田県、青森県弘前市、岩手県一関市、秋田県秋田市、岩手県盛岡市、山形県酒田市） ※パートナーシップ制度導入328自治体のうちファミリーシップ制度を導入している（要綱名にファミリーシップと入っている）のは75自治体（東北は2、一関市と盛岡市） 近年パートナーシップ宣誓制度導入した多くの自治体において、ファミリーシップ制度も併せて導入傾向にあり、広い範囲でファミリーシップ制度を導入します。
5	多くの自治体が導入を進めている今、既に導入しその後も実態調査を重ねている渋谷区の取組がとても参考になると考えました。参考資料として閲覧の上、以下の通り申し上げます。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を活用する当事者達は、婚姻でないからこそ、それぞれの目的があると推察されます。そして、福島県でいち早く制度を導入することも念頭に置きながら、次の5点について気になりました。	（回答は次ページ）

NO,	ご意見	回答
5	①パートナーシップ制度だけでなくファミリーシップ制度も同時並行させるメリットとデメリットについて ②ファミリーシップの定義について ③制度を活用する際の公正証書取付について ④公正証書取付義務がない場合、希望者に対する補助金等の施策について (権利義務関係をどの程度バックアップするのか。婚姻届は無料に対し、公正証書は費用や専門知識等の問題が発生する。) ⑤周知と相談窓口の開設について 現在多くの自治体が制度の導入をすすめており、モデルケースに事欠かない状況となっております。さらに、当事者のニーズや心情についても、実態調査等多くの資料が入手可能となっております。アンケートでは、やはり、病気や不慮の事故など有事の備えとして制度を活用した回答が多くなっています。また、制度を活用した事で、周囲にパートナーを紹介しやすくなったり親族に認めてもらえたりなど、孤独孤立から脱却する契機となりうる側面も多く見受けられました。人権に配慮した実情からも、制度の導入は速やかに進めるべきであると考えます。それと同時に、生活圏内におけるパートナーシップやファミリーシップの有用性を望むことは自然なことであり、伊達市を越えた場所においても、その思いに配慮できるサポートが必要だと考えます。公正証書の作成は法律関係で結ばれるので、条例に縛られません。私見として公正証書の取付は必ずしも義務化にすべきとは思いませんが、関係性を担保したいと願う当事者へのサポートについて、相談窓口の案内と共に公正証書作成にかかる金銭的サポートはあった方が良いのではないかと私は考えます。 (参考) 渋谷区 「渋谷区パートナーシップ証明実態調査2022報告書」 2023年7月 (https://files.city.shibuya.tokyo.jp/assets/12995aba8b194961be709ba879857f70/ce1bf838aa244c85806cc61ddb706bfe/zittaitousa2022.pdf) 2023年9月21日最終閲覧	①パートナーシップ制度だけでなくファミリーシップ制度も同時並行させるメリットとデメリットについて →メリットは、NO,4の回答の通りです。 また、デメリットについて特になく考えておりますが、一つ考えられることは、15歳未満の子については同意を必要としていないため、本人の意向が反映されない場合があります。この場合、15歳に達した以降に本人からの申し立てにより削除を可能にしていることと、宣誓前に家族で十分話し合いいただいたうえ、宣誓していただくように促してまいります。 ②ファミリーシップの定義について →NO.1の回答の通りです。 「パートナーシップにある2人が、子（実子又は養子をいう。）、親（養親をいう。）その他市長が認める者と家族として協力している又は協力し合うことを約した関係をいう。」と定義しております。 ③制度を活用する際の公正証書取付について →伊達市では他の多くの自治体と同じく、公正証書の取付は要件にしておりません。パートナーと法的な関係を構築する方法として、福島市の公証人合同役場をご案内します。（ガイドブックの「8.よくある質問」） ④公正証書取付義務がない場合、希望者に対する補助金等の施策について →補助金等の施策については、公正証書取付義務でないことから考えてはおりません。 ⑤周知と相談窓口の開設について 市政だよりや、映画上映会などで継続的に広く市民や事業者へ周知を行っていきたいと考えております。また、相談窓口については、公正証書の作成だけでなくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する相談やその他の相談について気軽に相談できるようにいたします。
6	2頁 宣誓のできる方 (1) (事実婚を除く。)、および7頁 Qの2「男女カップルの事実婚は対象となりません」と記載されていますが、事実婚を除外する必要があるでしょうか。事実婚の認定と重なる場合になんらかの不都合が生じるということでしょうか。	事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況が異なると認識しています。 当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、伊達市では性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入することを考えて、制度の対象者は性的マイノリティの方としています。事実婚の方を対象とするか否かの検討は、今後の社会情勢をふまえて、行いたいと考えております。